

別表(第3条、第7条関係)

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 重要な変更
<p>県内国公立幼稚園が実施する幼児教育・保育相互理解研修で次の要件を満たす事業</p> <p>(1) 研修先は、県内の幼稚園、保育所（認定こども園の認定を受けている施設、幼保一体化施設を含む。）及び幼保連携型認定こども園であること</p> <p>(2) 研修先では、1日以上の参加型研修であること</p>	<p>研修に参加するための教職員の代替に伴う費用を対象とし、教職員1人当たり1日につき6,400円を上限とする。</p>	<p>1 / 2</p>	<p>(1) 補助対象経費の5割以上の減額を伴う変更</p> <p>(2) 本補助金の増額を伴う変更</p> <p>(3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる変更</p>